



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 4月23日火曜日 第1350号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	523
落札者等の告示.....	523
町営土地改良事業の施行の同意（13件）.....	524
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	525
肥料登録有効期間の更新.....	525
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	525
鹿川敷地等の発生.....	525
道路の区域変更（県道中山砥部線）.....	526
道路の供用開始（"）.....	526
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	526
道路の供用開始（"）.....	526

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... 527

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第855号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

清水建設株式会社  
東京都港区芝浦一丁目2番3号  
取締役社長 野村 哲也

2 工場・事業場の名称及び所在地

清水建設株式会社・五洋建設株式会社  
四国横断自動車道鳥坂トンネル北工事共同企業体  
大洲市長谷1449番

3 特定施設の種類の

#### ○愛媛県告示第856号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加戸守行

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号

#### 4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更

#### 5 汚水等の処理施設に関する事項

##### (1) 沈殿槽

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	最大	最大	最大	最大	最大
	0.05	0.05	1.0	1.0	1.0

##### (2) 濁水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法（単位メートル）	縦 6.0 横 2.0 高さ 1.2	縦 6.0 横 2.0 高さ 1.2	横 2.0	縦 6.0 横 2.0 高さ 1.2	横 2.0
処理施設の能力	1時間あたり60立方メートル	1時間あたり60立方メートル	1時間あたり120立方メートル	1時間あたり120立方メートル	1時間あたり120立方メートル
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	通常	通常	通常
	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	最大	最大	最大	最大	最大
	0.05	0.05	1.0	1.0	1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 340 最大 650	通常 340 最大 650	通常 1,000 最大 1,500	通常 1,000 最大 1,500	通常 1,000 最大 1,500

#### 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

##### (1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.04	通常	0.04
	最大	0.05	最大	1.0	最大
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	340	通常	1,000	最大
	最大	650	最大	1,500	最大

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
BSE検査セット一式	愛媛県保健福祉部 業務衛生課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年4月1日	四国八洲薬品株式会社愛媛営業所 愛媛県松山市来住町1445番地1	294,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第 857 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長谷四部落地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 858 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・与和木柿ノ窪地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 859 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮本地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 860 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・舟坂下地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 861 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ボヤシキ地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 862 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・内場地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 863 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・瀬間行地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 864 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下相地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 865 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行に平成14年4月12日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 866 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市舟木地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 867 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 868 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の

規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下大野地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・芝地区）の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、川内町松瀬川土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	西組地区	平成14年3月8日

○愛媛県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	西中村地区	平成14年3月8日

○愛媛県告示第872号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、川内町南方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	森地区	平成14年3月8日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	竹ノ鼻地区	平成14年3月8日

○愛媛県告示第873号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定

により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年4月22日	愛媛県第1173号	魚かす粉末	ボン7.0魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	愛媛県農業協同組合連合会愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成20年4月22日	愛媛県第1174号	肉骨粉	ボン6.0肉骨粉	窒素全量6.0 りん酸全量10.0	公定規格のとお	愛媛県農業協同組合連合会愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成17年4月24日	愛媛県第1187号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合肥液肥ボン3号（鉄、銅、モリブデン添加）	窒素全量2.0 水溶性りん酸6.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土2.0 水溶性マンガン1.00 水溶性ほう素1.00	公定規格のとお	愛媛県農業協同組合連合会市南堀端町2番地3
平成17年4月24日	愛媛県第1188号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合肥液肥ボン5号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	水溶性りん酸6.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土2.0 水溶性マンガン1.00 水溶性ほう素1.00	公定規格のとお	愛媛県農業協同組合連合会市南堀端町2番地3

○愛媛県告示第874号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年4月23日から5月6日まで

○愛媛県告示第875号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成14年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

- 一級河川重信川水系菅沢川  
2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成14年 4月23日  
3 廃川敷地等の位置

- 松山市菅沢町甲 466 番 3 地先から同甲 466 番 1 地先まで  
4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 115.91平方メートル

### ○愛媛県告示第 876 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲962番 1 地先から 同大字甲967番 1 地先まで	旧	メートル 5.5～12.9	キロメートル 0.090	
			新	36.5～65.3	0.090	

### ○愛媛県告示第 877 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲962番 1 地先から 同大字甲967番 1 地先まで	平成14年 4月23日

### ○愛媛県告示第 878 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7431番 1 から 同町大瀬南6990番 1 まで	旧	メートル 4.3～19.5	キロメートル 0.129	
			新	6.8～30.0	0.127	

### ○愛媛県告示第 879 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7431番 1 から 同町大瀬南6990番 1 まで	平成14年 4月23日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成14年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成14年4月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
浦瀬明後援会	浦 瀬 明	鳥 井 定	宇和島市中央町2-2-27
浦瀬明を育てる会	浦 瀬 明	弓 削 勝	宇和島市長堀2-2-26
菅良二後援会	市 川 廣 登	小笠原 和 也	越智郡大三島町宮浦5714-3
政治結社大日本国友会	笠 屋 寛	小 川 順	松山市馬木町287
東予市を明るくする会	越 智 国 重	越 智 国 重	東予市三津屋南4-37
西河熊彰後援会	松 井 長 一	松 井 茂	宇和島市石心1334
日野ひろし後援会	日 野 健 一	江 戸 茂	伊予市下吾川1030
ふれ愛吉田クラブ	門 多 耕 太	大久保 洋	北宇和郡吉田町北小路甲200
明和会	浦 瀬 明	弓 削 勝	宇和島市長堀2-2-26
山本五郎後援会	平 野 啓 三	秋 山 勝 美	今治市泉川町2-2-13
吉岡政雄後援会	吉 岡 政 雄	栗 栖 寛	松山市石手1-4-33
若木三郎後援会	井 伊 良 平	井 伊 良 平	宇和島市寄松甲627

